

公立大学法人京都市立芸術大学職員の業務災害等に係る休業補償等に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第50条第2項の規定に基づき、職員の業務上の災害（負傷又は疾病をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する休業補償及び傷病補償年金（これらに相当する給付を含む。）の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する職員をいう。
- (2) 平均給与額 法第2条第4項に規定する平均給与額をいう。
- (3) 通勤 法第2条第2項に規定する通勤をいう。

(休業補償の支給)

第3条 職員が業務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務することができない場合において、法による休業補償又はこれに相当する給付を受けたときは、その勤務することができない期間、1日につき、平均給与額に相当する額からその休業補償又はこれに相当する給付の額を控除した額を、休業補償として支給する。

(傷病補償年金の支給)

第4条 職員が業務上の災害又は通勤による災害により法による傷病補償年金又はこれに相当する給付を受けたときは、その年金又は給付を受けている期間、次の各号に掲げる法による等級に応じ、1年につきその年金又は給付の額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を傷病補償年金として支給する。

- (1) 第1級 313分の73
- (2) 第2級 277分の73
- (3) 第3級 245分の73

(休業補償等の制限)

第5条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、業務上の災害若しくは通勤による災害若しくはこ

これらの原因となった事故を生じさせ、又は業務上の災害若しくは通勤による災害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償及び傷病補償年金の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。

(第三者に対する損害賠償の請求等)

第6条 休業補償又は傷病補償年金の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に休業補償又は傷病補償年金の支給を行ったときは、その価額の限度において、当該第三者に対して損害賠償の請求を行うものとする。

2 前項の場合において、休業補償又は傷病補償年金を受けるべき者が当該第三者から同一事由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、休業補償又は傷病補償年金の支給を行わない。

(休業補償等を受ける権利)

第7条 休業補償及び傷病補償年金を受ける権利は、職員の退職によって変更されることはない。

2 休業補償及び傷病補償年金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、休業補償及び傷病補償年金に関し必要な事項並びにこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。